地域支配における古代山城の役割

早稲田大学高等学院　柿沼 亮介

＜要 旨＞

本研究では古代山城について、その築造・修築・廃絶などの過程をおいながら、時期ごとの国際情勢や国内支配の様相と関連して山城がどのように整備され、また地域支配においてどのような役割を果たしたかを検討した。

『日本書紀』における古代山城の築城記事からは、長門国の城・大野城・基肄城と、高安城・屋嶋城・金田城という二段階で山城が整備されたことが窺える。古代国家は第一段階として、筑紫と関門海峡をまずは死守すべき防衛ラインとして位置づけて山城の運用を開始した。続く第二段階として築かれた高安城は最終防衛ラインであり、かつ飛鳥・藤原の宮都と大阪平野を結ぶ畿内の中央部に位置することから、政権の基盤たる畿内を支配する上での役割をも担っていた。屋嶋城は瀬戸内海への侵攻に備えたものであるが、同時期の瀬戸内地域では交通路や地域支配の拠点から近いところに「一般の軍事拠点」としての山城も整備され、それらは一体として運用された。しかし、あくまで各地で一般的にみられる現象のため、史書には記録されていない。一方で屋嶋城は、想定侵攻経路の監視に特化した特殊な山城であることから、史書にも名がみえると考えられる。金田城は敵襲の監視とそれを筑紫に伝達する役割を担い、堅固な石塁には「見せる城」として意味があったが、島嶼の領域的防衛は想定されておらず、軍事的緊張の緩和にともなっていち早く廃絶した。

多くの古代山城は 8 世紀初頭まで存続したが、唐と新羅の対立によって 670 年代には日本列島侵攻の可能性は低下していた。それでも存続した理由としては、高句麗の残存勢力や耽羅からの外交使節の来日がなくなる中で、「中華」としての自国の体裁を維持すべく、古代国家が南西諸島や隼人などへの支配を強化したことが関係している。そのため各地の山城は大宰総領の下で維持され、特に南部九州における「辺境」支配の後背地として重視された大野城・基肄城・鞠智城は「繕治」された。

大宝律令の下で山城の管理は大宰総領から国司に移管されたが、引き続き大宰府がおかれた西海道を除く地域では山城は衰退していった。大宝律令の編纂時点では「城」制度の構築が目指されていたが、養老律令の段階で山城の維持は放棄された。一方で西海道の山城は、その軍事的側面は国司の管轄下で、城内に設置された倉庫の管理は大宰府によって担われる形で存続した。倉庫に収められた物資が西海道諸国の共用物となったことにより、日本列島と朝鮮半島との間の海域の人々の活動が活発化すると、たとえそれが肥後国の管内で起こったことではなかったとしても鞠智城まで影響が及び、怪異記事という形で史書に記録されることになった。

地域支配における古代山城の役割

早稲田大学高等学院　柿沼 亮介

はじめに　　～古代山城の築城・修築記事～

【史料 1】『日本書紀』天智天皇四年（665）八月条

遣㆓達率答炑春初㆒、築㆓城於長門国㆒。遣㆓達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国㆒、築㆓大野及椽㆓城㆒。

【史料 2】『日本書紀』天智天皇六年（667）十一月是月条

築㆓倭国高安城・讃吉国山田郡屋嶋城・対馬国金田城㆒。

【史料 3】『日本書紀』天智天皇八年（669）八月

天皇登㆓高安嶺㆒、議欲㆑修㆑城。仍恤㆓民疲㆒、止而不㆑作。時人感而歎曰、寔乃仁愛之徳、不㆑亦寛㆒乎、云々。

同　　是冬条

修㆓高安城㆒、収㆓畿内之田税㆒。

【史料 4】『日本書紀』天智天皇九年（670）二月条

修㆓高安城㆒、積㆓穀與㆒㆑塩。又築㆓長門城一・筑紫城二㆒。

【史料 5】『日本書紀』持統天皇三年（689）九月己丑（十日）条

遣㆓直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫㆒、給㆓送位記㆒。且監㆓新城㆒。

【史料 6】『続日本紀』文武天皇二年（698）五月甲申（二五日）条

令㆓大宰府繕㆓治大野・基肄・鞠智三城㆒。

【史料 7】『続日本紀』文武天皇三年（699）十二月甲申（四日）条

令㆓大宰府修㆓三野・稲積二城㆒。

【史料 8】『続日本紀』大宝元年（701）八月丙寅（26日）条

廃㆓高安城㆒、其舎屋・雑儲物移㆓貯于大倭・河内二国㆒。

【史料 9】『続日本紀』養老三年（719）十二月戊戌（十五日）条

停㆓備後国安那郡茨城、葦田郡常城㆒。

＝本研究の視角＝

高安城を除いて、山城の築城や修築の記事は複数の城が一緒に出てきており、その時々の政府の何らかの政策を反映するものとして、山城の整備がなされたのではないか

＝検討内容＝

- 山城の整備の過程
- 史書に名がみえる山城とそうではない山城がある理由
- 対外戦争の危機が去った後も山城が維持され、7世紀末に修築・「繕治」の記事がみえる理由
- 大宝律令の下で山城はどのように位置づけられ、管理されたか

1．防衛体制の構築と山城築造の過程

○「築」の意味

【史料 10】『続日本紀』天平勝宝八歳（756）六月甲辰（22日）条

始築二怡土城一。令三大宰大弐吉備朝臣真備専二当其事一焉。

【史料 11】『続日本紀』天平宝字三年（759）三月庚寅（24日）条

大宰府言、府官所レ見、方有二不レ安者四一。（中略）管内防人、一停レ作レ城、勤赴二武芸一。習二其戦陳一。而大弐吉備朝臣真備論曰、且耕且戦、古人称レ善。乞五十日教習而十日役二于築城一。所レ請雖レ可レ行、府僚或不レ同。不安三也。（中略）勅、（中略）管内防人十日役者、依二真備之議一。（後略）

【史料 12】『続日本紀』天平神護元年（765）三月辛丑（10日）

（中略）大宰大弐従四位下佐伯宿祢今毛人為二築怡土城専知官一。（後略）

☞ ・築造に 12 年かかる
・「築」と「成」が使い分けてある

【史料 13】『続日本紀』神護景雲二年（768）二月癸卯（28日）条

筑前国怡土城成。

→・「築」の意味には完成説と建設開始説があるが、白村江の戦いの前（百済滅亡の 660年以降）から工事が開始されたとしても、5～ 7年程度で完成するか疑問であり、一方、白村江の戦いから数年を経てようやく建設が開始されるというのも国家的危機への対応としては考えにくい

・山全体を囲む石塁の建設は短期間では終わらないであろうが、高所からの見張りや、非常時の連絡などの機能の整備は、比較的短期間でも可能

⇒建設途上であったとしても、運用が開始されたことをもって「築」と書かれている

○段階性

第一段階（665年）：長門国の城、大野城・基肄城

第二段階（667年）：高安城、屋嶋城、金田城

○長門国の城

【史料 14】『日本書紀』天武天皇五年（676）正月甲子（25日）条

詔曰、凡任二国司一者、除二畿内及陸奥・長門国一、以外皆任二大山位以下人一。

→国司任用の基準について、一般の国は大山以下とされているのに対して、長門国司は畿内諸国や陸奥国と同格で、664年に制定された冠位二十六階のうち小錦（令制の五位相当）以上の官人を任命する重要な役職

【史料 15】『類聚三代格』巻十八・延暦十一年（792）六月十四日付太政官符「応差健児事」

（前略）今諸国兵士。除二辺要地一之外。皆従二停廃一。其兵庫鈴蔵及国府等類。宜下差二健児一以充中守衛上。

【史料 16】『類聚三代格』巻十八・延暦二十一年（802）十二月付太政官符

応三依レ旧置二兵士一事

右得二長門国解一称。謹奉二去延暦十一年六月七日勅書一称。（中略）宜下京畿及七道諸国。兵士伝馬並従二停廃一以省中労役上。但陸奥出羽佐渡等国及大宰府者、地是辺要不レ可レ無レ備。所レ有兵士宜二依レ旧置一。検二案内一。兵部省天平十一年五月廿五日符称。奉レ勅。諸国兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸国等兵士依レ常勿レ改者。然則此国依レ旧与二大宰府管内一接レ境。勘二過上下雑物一。常共二警虞一。無レ異二辺要一。亦山陰人稀。差発難レ集。若有二機急一。定致二闕怠一。望請。依レ旧置二兵士五百人一。以備二不虞一。非常之儲不レ可不レ申。謹請二官裁一。右大臣宣、奉レ勅、依レ請。

→陸奥・出羽・佐渡・大宰府管内を除く国々の兵士が廃止されたのに対して、長門国は大宰府管内

と境を接し、「辺要」と変わらないため、天平十一年（739）五月二十五日付兵部省符において兵士を停止した際に三関・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内は除外されたという前例を持ち出し、兵士を復置することを願い出て、認められている

○大野城・基肄城

【史料 17】『日本書紀』天武天皇元年（672）六月条

男、至二筑紫一。時栗隈王、承レ符対曰、筑紫国者、元戍二辺賊之難一也。其峻レ城深レ隍、臨レ海守者、豈為二内賊一耶。今畏レ命而発レ軍、則国空矣。若不意之外、有二倉卒之事一、頓社稷傾之。然後、雖二百殺一レ臣、何益焉。豈敢背レ徳耶。輙不レ動レ兵者、其是縁也。

→壬申の乱に際して近江朝廷が筑紫大宰であった栗隈王に出兵を命じたが、栗隈王は、筑紫国に深隍が整備されているのは外国からの襲来に備えるためであって、内乱のためにあるのではないとして拒否

⇒筑紫がまず死守すべき防衛ラインであるという認識

○高安城

【史料 3】・【史料 4】・【史料 8】

→「畿内」全域から集めた田税を納める場所であり、「畿内」を管轄する総領的な存在が軍事物資の運用権限を有していた［仁藤 2014］

【史料 18】『日本書紀』天武天皇元年（672）七月条

是日、坂本臣財等、次二于平石野一。時聞二近江軍在二高安城一而登之。乃近江軍、知二財等来一、以悉焚二税倉一、皆散亡。仍宿二城中一。会明、臨二見西方一、自二大津・丹比、両道一、軍衆多至。顕見二旗幟一。有レ人曰、近江将壱伎史韓国之師也。財等自二高安城一降以渡二衛我河一、與二韓国一戦二于河西一。財等衆少不レ能レ距。先レ是、遣二紀臣大音一、令レ守二懼坂道一。於レ是、財等退二懼坂一、而居二大音之営一。

【史料 19】『日本書紀』天武天皇四年（675）二月丁酉（23日）条

天皇幸二於高安城一。

【史料 20】『日本書紀』持統天皇三年（689）十月庚申（11日）条

天皇幸二高安城一。

→飛鳥・藤原の宮都と大阪平野の両方を結ぶ畿内の中心に位置する高安城は、近江に遷都した後も倉庫がおかれるなど重視されて壬申の乱の舞台となり、さらに行幸して「国見」を行う場所ともなった

【史料 21】『続日本紀』和銅五年（712）正月壬辰（23日）条

廃二河内国高安烽一、始置二高見烽及大倭国春日烽一、以通二平城一也。

→平城遷都にともなって都と大阪平野を結ぶ地ではなくなったために高安城は廃止され（【史料 8】）、烽も廃止された[1]

1『続日本紀』和銅五年（712）八月庚申（23日）条に「行二幸高安城一」とあるが、これは平城遷都後もすぐには平城宮が完成せず、藤原京がしばらくは利用されたからであろう。

○屋嶋城

・瀬戸内地域には四国側に永納山城・讃岐城山城・屋嶋城が、山陽側に石城山城・茨城・常城・鬼ノ城・大廻り小廻り・播磨城山城が並ぶ

・四国の史書にみえない古代山城は同じ時期に築造され、連動して機能［渡邊 2023］

・永納山城や讃岐城山城は瀬戸内海の南北移動が島伝いに行われたことに対応［亀田 2022a］［渡邊 2023］

・鬼ノ城・讃岐城山城・永納山城は国府関連遺跡と関係し、他の古代山城も交通の要衝に所在［亀田 2022b］

←→屋嶋城は後の官道とも距離があり、瀬戸内海を監視する役割はあるが主要な交通路上にない

⇒屋嶋城と同じ時期に多くの山城が瀬戸内地域に築造されて一体的に運用されたが、その中で敵襲の監視に特化した特別な場所に築かれた屋嶋城だけが史書にのこされ、それ以外の国府防衛や官道の監視などの機能を持つ「一般の軍事拠点」は史書にのこされなかった

○金田城

・対馬は地域支配が進展せず、《辺境島嶼国》として特殊な支配を受ける［柿沼 2021・2023］

・対馬におかれた防人は 100人程度［坂上 2014］

⇒ ・対馬は島内の陸上移動は困難で、金田城には嶋府防衛のための機能はない

・対馬におかれた金田城や防人、烽によって可能だったのは海上を監視し、敵襲を筑紫に伝達する程度のことで、古代国家は対馬の領域的な防衛を意識していなかった[2]

・金田城の立派な石塁は、「見せる城」［向井 2017］としての役割を持っていただけ

2．国際関係の変化と山城の維持

○東アジアの国際情勢と国内の動向

660　百済滅亡

663　白村江の戦い

668　高句麗滅亡

新羅、倭への遣使を再開

→百済・高句麗の遺領支配をめぐる唐と新羅の対立（羅唐戦争）により、唐・新羅連合軍による日本列島侵攻の可能性の低下

672　壬申の乱

676　唐軍、朝鮮半島から撤退

→対外戦争の危機意識の低下［向井 2017］

679　新羅による耽羅侵略

683　最後の「高麗使」の来日（671～）

安勝に金姓を賜与し、金城に移す

689　筑紫の「新城」を監察する

693　最後の耽羅使の来日（661～）

---

2 想定侵攻経路上にあり、対馬と同じく防人や烽がおかれた壱岐に山城が築かれなかったのも、同様の理由による。

695　多禰島へ派遣した使節、夷狄を探索

698　南嶋への覓国使の派遣　（→覓国使剽劫事件【史料 25】）

大野城・基肄城・鞠智城の「繕治」

699　三野城・稲積城の修築

【史料 22】『日本書紀』持統天皇九年（695）三月庚午（23日）条

遣二務廣貳文忌寸博勢・進廣参下訳語諸田等於多禰一、求二蛮所居一。

【史料 23】『続日本紀』文武天皇二年（698）四月壬寅（13日）条

遣二務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋一覓レ国。因給二戎器一。

【史料 24】『続日本紀』文武天皇三年（699）七月辛未（19日）条

多褥・夜久・菴美・度感等人、従二朝宰一而来貢二方物一。授レ位賜レ物各有レ差。其度感嶋通二中国一於レ是始矣。

【史料 25】『続日本紀』文武天皇四年（700）六月庚辰（3日）条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弖自美、又肝衝難波、従二肥人等一、持レ兵剽二劫覓国使刑部真木等一。於レ是、勅二竺志惣領一、准レ犯决罰。

→対外戦争への危機意識は 670年代には低下するが、倭国（日本）の「小中華」としての意識を維持する役割を果たしていた高句麗の残存勢力や耽羅からの外交使節の来日がなくなったため、かわりに日本は南西諸島や隼人など九州南部での「辺境」支配を強化［柿沼 2017・2018］

⇒　・西海道の山城の繕治や修理が行われる（【史料 6】・【史料 9】）[3]

・「一般の軍事拠点」として築かれていた鞠智城などは、この時に特別な役割を担うようになったため、初めて史書にその名が記録された

○大宰総領による管理

【史料 26】『日本書紀』持統天皇三年（689）三年八月辛丑（21日）

詔二伊予総領田中朝臣法麻呂等一曰、讃吉国御城郡所レ獲白鷁、宜二放養一焉。

【史料 27】文武四年（700）十月己未（15日）条

以二直大壱石上朝臣麻呂一為二筑紫捻領一。直広参小野朝臣毛野為二大弐一。直広参波多朝臣牟後閉為二周防捻領一。直広参上毛野朝臣小足為二吉備捻領一。直広参百済王遠宝為二常陸守一。

→　・各地に広域行政区画としての大宰とその長官としての総領がおかれる［仁藤 2014］

・古代山城の維持・管理は総領によって行われた［亀田 2022a］

畿内	高安城	周防	（長者山城）、石城山城　※長門国の城は周防 or 筑紫
吉備	播磨城山城、大廻り小廻り、鬼ノ城、常城、茨城	筑紫	大野城、基肄城、金田城、鞠智城、その他の西海道の山城
伊予	屋嶋城、城山城、永納山城		

3 【史料 5】にみえる筑紫の「新城」もこうした時代状況の中で新たに築かれたものといえ、向井一雄氏は令制化を進めていくにあたってこの地域に軍事的威圧をかけるものとして理解する［向井 2017］。南部九州を攻略する上での最前線ではない鞠智城などを「繕治」したことも同様に、在地勢力への牽制の意味があったものと考えられる［柿沼 2014・2021］。

3．大宝律令の下での山城

○律令の規定

【史料 28】養老職員令 24兵部省条

兵部省〈管_司五_。〉　卿一人。〈内外武官名帳。考課。選叙。位記。兵士以上名帳。朝集。禄賜。仮使。差_発兵士_。兵器。儀仗。城隍。烽火事。〉（後略）

【史料 29】養老職員令 69大宰府条

大宰府〈帯_筑前国_。〉（中略）帥一人。〈掌。（中略）租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。（中略）蕃客。帰化。饗讌事。〉（中略）大工一人。〈掌。城隍。舟楫。戎器。諸営作事。（後略）

【史料 30】養老職員令 70大国条

守一人。〈掌。（中略）租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。（後略）

【史料 31】養老軍防令 53城隍条

凡城隍崩頽者、役_兵士_修理。若兵士少者、聴レ役_随近人夫_（後略）

→城の管理については兵部省と大宰府・各国それぞれの役割として規定されているが、軍団を管理するのは国司であることから、実際には国の管轄下

↑山城の管理は総領から国司へと移管された［向井 2017］

→基肄城は肥前国司、鞠智城は肥後国司が管理［酒井 2016］

○基肄城・鞠智城と大宰府

【史料 32】不丁地区官衙跡出土八四号木簡（『大宰府政庁周辺官衙跡　―不丁地区　遺物編２―』（九州歴史資料館、2014）所収）

為班給筑前筑後肥等國遣基肄城稲穀随　大監正六上田中朝□

→ 8世紀後半に大宰府が基肄城に貯蓄している稲穀を管内諸国に班給したことを示しており、山城の管理・守衛は所在地の軍団が行ったが、城内に建てられた倉庫群に収められた稲穀は大宰府の管理下にあった［松川 2018］

⇒山城の軍事的機能は国司が、行政的機能は大宰府が担った

○律令制下の「城」制度

・「城」自体は行政機能を持たない　　→古代山城から官衙的建物は発見されていない[4]

・大宝令編纂時には「城」制度が整備されたが、養老令の段階で「筑紫城」以外の維持は放棄［大高 2013］

4　養老衛禁律 24越垣及城条に「凡越_兵庫垣、及筑紫城_、徒一年。〈陸奥越後出羽等柵亦同。〉」と規定されるように、東北の城柵は「城」と同じように重視されていたにもかかわらず 8世紀前半までは「城」と称されるものがなかったのは、城柵は国衙を内包する行政機能を持つ存在であったからと考えられる。

おわりに　～鞠智城のその後～

【史料 33】『文徳天皇実録』天安二年（858）

閏二月丙辰（24日）条　肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

閏二丁巳（25日）条　又鳴。

六月己酉（20日）条　大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二島盡被㆓損傷㆒。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

【史料 34】『日本三代実録』貞観十七年（875）六月二十日条

大宰府言、大鳥二集㆓肥後国玉名郡倉上㆒。向㆑西鳴。群烏數百、噬㆓拔菊池郡倉舍葺草㆒。

【史料 35】『日本三代実録』元慶三年（879）三月十六日条

又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

→承和年間頃から日本列島と朝鮮半島との間の海域の人々の活動が活発化しており［鄭 2013］［柿沼 2023］、それらは肥後国管内ではなかったが、鞠智城に収められた物資は大宰府管内の国々の共有物であったために怪異記事としてあらわれた

《参考文献》

・大高広和「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」（『鞠智城と古代社会』1、2013）

・柿沼亮介「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」（『鞠智城と古代社会』2、2014）

・――――「律令国家形成期における対外関係と日本の小中華意識」（『日本史攷究』41、2017）

・――――「東アジアからみた高麗郡建郡」（高橋一夫・須田勉編『古代高麗郡の建郡と東アジア』高志書院、2018）

・――――「古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関」（『鞠智城と古代社会』9、2021）

・――――「古代西海道の「辺境島嶼」と「越境」する人々」（『民衆史研究』105、2023）

・亀田修一「瀬戸内の古代山城」（吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『地域の古代日本　出雲・吉備・伊予』角川選書、2022a）

・――――「西日本の古代山城　備中鬼ノ城を中心に」（亀田修一・白石純編『講座 考古学と関連科学』雄山閣、2022b）

・酒井芳司「筑紫における総領について」（『大宰府の成立と古代豪族』同成社、2024、2016初出）

・坂上康俊「対馬の防人と烽」（佐伯弘次編『中世の対馬　ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版、2014）

・鄭淳一「承和三年の新羅国執事省牒にみえる「島嶼之人」」（『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版、2015、2013初出）

・仁藤敦史「広域行政区画としての大宰総領制」（『國史學』214、2014）

・松川博一「律令制下の大野城と古代山城」（『古代大宰府の政治と軍事』同成社、2023、2018初出）

・向井一雄『よみがえる古代山城　国際戦争と防衛ライン』（吉川弘文館、2017）

・渡邊誠「四国の古代山城　―永納山・城山・屋島―」（大久保徹也・春成秀爾編『季刊考古学』別冊 41、雄山閣、2023）